

道路交通法等の一部改正に伴う安全運転管理者等講習の運用について

警察庁丁交企発第178号

昭和54年8月21日

各管区警察局長
各道府県警察本部長
各方面本部長
警視庁交通部長 殿

警察庁交通局交通企画課長

道路交通法、道路交通法施行令及び道路交通法施行規則の一部改正に伴う安全運転管理者制度に関する規定の運用については、昭和53年10月6日付け、警察庁丙交企発第79号をもって通達されたところであるが、これらの改正規定のうち、安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の講習の時間、科目及び実施方法等については、下記により行うこととしたので、運用上遺憾のないようにされたい。

記

1 講習計画の作成

安全運転管理者等に対する講習は、おおむね年1回実施することを原則として、講習実施体制等を勘案し、各年度ごとにその実施時期、場所、講習時間、講師、使用資器材、教材及び必要な予算措置等を内容とする講習計画を作成し、これに基づいて行うこと。

2 講習の科目等

安全運転管理者等に対する講習は、規則第38条第1項第1号の規定により自動車及び道路の交通に関する法令の知識その他自動車の安全な運転に必要な知識、安全運転管理に必要な知識及び技能等に関する講習科目及び講習時間割基準」に準拠し、それぞれ都道府県の実情に即した内容を選択し、効果的な運用に務めること。

3 講習の時間

講習時間は、改正後の道路交通法施行規則（以下「規則」という。）第38条第1項第3号の規定により、講習1回につき、安全運転管理者に対しては6時間以上10時間以下、副安全運転管理者に対しては4時間以上8時間以下となっているが、講習計画の作成に当たっては、別表第2「講習時間の基準」に準拠し、それぞれ都道府県の実情に即した時間を定めて行うこと。

4 講習の通知

安全運転管理者等に対する講習の通知は、規則別記様式第22の9により当該安全運転管理者等を選任した使用者に対して行うこと。この場合、受講が容易になるよう講習日のおおむね30日以前に到着するように配慮すること。

5 講習の実施場所

講習は、警察署単位、ブロック単位等で、受講者の利便を考え、なるべく駐車施設等のある場所を選定すること。

6 講習効果の確保

講習の目的は、安全運転管理者等の資質の向上を図ることにあるので、学級編成、講師の選定その他について、とくに次の事項に留意し、講習効果をあげるように務めること。

- (1) 講習は、副安全運転管理者が選任されることとなる事業所等の安全運転管理者、副安全運転管理者を選任することを要しない事業所等の安全運転管理者又は副安全運転管理者の別、その他講習を受けようとする者の運転管理の経験年数等に応じ、受講対象を区分して行うこと。
- (2) 講習の一会場当たりの受講人員は少人数（おおむね30人ないし50人）とするよう配慮すること。
- (3) 講師の選考は、それぞれの講習科目、内容等に応じ専門的知識を有する部内外の適任者をあてること。このため必要に応じて地元大学等の教授、優良事業所等の管理経験者等の学識経験者を選定し、講師団を編成するようにしておくこと。
- (4) 講習を公益法人その他の者に委託して行う場合は、講習の内容、講師の選定、実施方法等について指導し、公安委員会がみずから行う場合と同様の効果をあげるようにすること。
- (5) 講習は、实际的、具体的な内容を教示することを重点とし、講義式に偏ることなく、討議式、視聴覚利用式等にも配慮すること。
- (6) 講習修了者名簿等を作成し、受講者又はその使用者等から受講証明書の交付を求めてきた場合は、これに応ずること。

7 その他

- (1) 講習通知を受けたにもかかわらず、受講しない者については、再通知等により督促し、受講させるように務めること。
- (2) 規則第9条の9第1項第2号の規定に基づく資格付与のための教習は、現に安全運転管理者等に選任された者を対象とする本講習とはその性格が異なり、また、手数料等との関連があることなどから別個に従前どおりの方法により実施すること。
- (3) 事業所等の経営者、使用者又は自動車の使用台数5台未満の事業所におけるいわゆる準安全運転管理者等に対する研修会等を本講習と同一の機会に実施することは講習効果をあげることから好ましくないため別個に実施すること。

別表第1

安全運転管理者等講習の講習科目及び講習時間割基準

講習科目	講習細目	講習時間	留意事項
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 自動車の保有台数、運転免許人口等の現状 (2) 交通事故、渋滞、公害、その他交通障害の状況 (3) 交通規制の状況及び交通安全施設	40分 }	○ 当該都道府県の実情を重点に説明する。

講習科目	講習細目	講習時間	留意事項
	の整備状況 (4) 交通事故の特徴及びその原因分析 (特に運転者側の原因) (5) 重大事故の実例	60分	○ 事故統計を利用する場合は、単なる数字の羅列に終始することなく、多角的に分析した身近な事実などによって具体的に感得されるようにする。
2 法令の知識	(1) 道路交通法令 ア 安全運転管理者制度 イ 使用者及び安全運転管理者等の責任と義務 ウ 運転者の遵守すべき事項 エ 自動車の使用制限処分制度 (2) 道路運送車両関係法令 ア 車両の保安基準 イ 車両の点検、整備及び検査 (3) 自動車の保管場所の確保等に関する法律 ア 車庫の確保 イ 違法駐車防止 (4) 車両制限令 ア 車両の幅、重量等の最高限度 イ 路肩通行、その他通行方法の制限 (5) その他交通事故と関連のある法令 交通事故を起こした加害者の刑事、民事、行政上の責任	60分 / 90分	○ 道路交通に関係のある法令一般について理解させ、法令の遵守が安全運転管理の第一歩であることを認識させる。
3 安全運転のための知識	(1) 安全運転の生理 ア 視覚の特性 イ 過労等の要因と影響 ウ アルコール、薬等の影響 (2) 運転上の性格適性 ア 事の個人差 イ 事故者の心理的特性		○ 映画などの視聴覚教材などを活用する。

講習科目	講習細目	講習時間	留意事項
	(3) 自然の法則 (4) 歩行者等の保護のための運転方法 (5) 危険な場面における走行 (6) 飲酒運転、過労運転等の危険性 (7) 高速道路における走行上の注意 ア 車両の点検、整備 イ 積荷の点検 ウ 停止表示板の携帯 エ 制限速度の厳守と車間距離の保持 (8) 事故と故障時の措置	120分) 180分	○ 各場面の具体例をあげて説明する。 ○ 具体的な事故事例を示し、問題点を例示する。
4 安全運転管理についての心構えと方法	(1) 安全運転管理と企業の社会的責任 ア 安全運転管理の意義と目的 イ 安全運転管理に対する企業責任 ウ 安全運転管理のための条件づくり (2) 運行の管理 ア 運行計画の作成 イ 運行の割当て ウ 運行状況のは握 エ 異常気象時等の措置 オ 危険物等運送時の措置 (3) 車両の管理 ア 車両使用規程の制定 イ 車両の点検整備 ウ 車両の使用状況のは握 (4) 運転者の管理 ア 勤務時間、運転時間の適正化 イ 点呼、仕業点検等 ウ 休養、厚生、その他職場環境の整備 エ 運転者個々の運転適性のは握と適正配置 (5) 運転者の指導教育 ア 教育訓練の計画	120分) 180分	○ 管理責任者及び任務等を明確にした規程の例を示す。 ○ 車両管理規程、車両台帳を様式等を例示する。 ○ 疲労の外見的な認定要領を例示する。 ○ 適性検査の方法を例示する。 ○ 年間計画及び月例訓練計画を例示する。

講習科目	講習細目	講習時間	留意事項
	イ 教育訓練の方法及び内容 ウ 教育訓練の効果測定と利用 (6) 事故発生時の措置 (7) 事故防止対策 ア 事故原因の究明 イ 事故防止対策の検討 ウ 管理体制の整備 (8) 自主的な安全運転管理対策 ア 表彰制度 イ マイカークラブの結成		<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報を多く提供するための媒体等を示す。 ○ 事故時のマニュアル、事故報告の事例などを示す。 ○ 事故事例等を示す。 ○ 事故要因等を例示する。 ○ 表彰制度、安全委員会制度、マイカークラブの結成など具体的方法を例示する。
5 交通事故と賠償	(1) 交通事故に対する企業責任 ア 交通事故に対する企業の民事責任 イ 企業責任の具体的内容 (2) 損害賠償責任の意義、根拠及び内容 (3) 自賠責保険制度の仕組み (4) 任意自動車保険制度の仕組み (5) 民事責任事例	90分 / 120分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通相談機関の例示をする。 ○ 具体的な裁判例などを示す。

注1 時間割は、実情に応じ若干変更できる。

2 講習内容は、地域的な実情を加味して要点的に選択できる。

3 講習科目で、2科目以上に関連するものは1科目、また、1科目のなかである特定のものを更に専門的に掘り下げる場合には、これを他の独立した1科目とすることができる。

4 視聴覚教材は、地方の実情等を勘案して効果のあがるものを活用するよう配慮すべきである。

講習時間の基準

		安全運転管理者		副安全運転 管理者
		副安全運転管 理者の選任を 要する事業所	副安全運転管 理者の選任を 要しない事業所	
運転管理の 経験	三年未 満	6 時間	8 時間	6 時間
	三年以 上	6 時間	6 時間	6 時間
その他特別講習 を必要とするとき		8 時間	8 時間	8 時間

備考 特別講習は、事故、違反多発事業所等安全運転管理の強化が

必要と認められる場合等に行うものとする。